

24時間 **ご自身のケガへの補償** (傷害補償)

自転車事故等 **賠償事故への備え** (個人賠償責任補償)

医療・福祉専門職の方々のために創られた補償制度

ケガ・日常の賠償

ウィルネクスト
Willnext

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員向け総合補償制度

約**68%**
割引

業務中もプライベート中も補償
ご自身のケガへの補償

1ヶ月あたり
約**470円**

年間保険料 **5,630円**

ご家族も補償対象に！
個人賠償責任補償

1ヶ月あたり
約**52円**

年間保険料 **620円**

団体総合生活保険

ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

1 ご自身のケガへの補償 (傷害補償)

団体割引等の適用によって

約68%
割引

Willnextの「ご自身のケガへの補償(傷害補償)」は、
業務中・プライベート中を含む24時間の事故を補償します!

年間保険料

5,630円

※傷害補償の保険料には団体割引30%と損害率による割引50%、大口団体契約割引10%が適用されています。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

※上記保険料は、職種級別A(医療従事者等)の方を対象としたものです。
職種級別Bの方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

- 保険期間 2021年3月31日午後4時~2022年3月31日午後4時
- ご加入資格 一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員
(※一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員でなくなった場合には、保険の脱退について必ず取扱代理店にお申し出ください。)
- 対象年齢 15歳以上、上限なし ※年齢は2021年3月31日時点の満年齢です。
- 補償内容

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額 ^{*1}	225万円
入院保険金日額	5,000円
通院保険金日額	3,000円
手術保険金額 ^{*2}	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または 5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。

※1 後遺障害保険金は、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

■保険料表

ご加入日(加入期間)	保険料	ご加入日(加入期間)	保険料
2021年 3月31日午後4時~(年間)	5,630円	2021年10月 1日午前0時~(6ヶ月)	2,800円
2021年 5月 1日午前0時~(11ヶ月)	5,170円	2021年11月 1日午前0時~(5ヶ月)	2,370円
2021年 6月 1日午前0時~(10ヶ月)	4,680円	2021年12月 1日午前0時~(4ヶ月)	1,880円
2021年 7月 1日午前0時~(9ヶ月)	4,240円	2022年 1月 1日午前0時~(3ヶ月)	1,440円
2021年 8月 1日午前0時~(8ヶ月)	3,780円	2022年 2月 1日午前0時~(2ヶ月)	930円
2021年 9月 1日午前0時~(7ヶ月)	3,260円	2022年 3月 1日午前0時~(1ヶ月)	460円

※保険の対象となる方は、上記に記載の「ご加入資格」「対象年齢」の条件に該当し、かつ加入依頼書の「加入者(被保険者)」欄に記載された方です。

●● 補償の特長とお支払い例

傷害補償は、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをした場合に、入・通院保険金等を補償します。(国内外24時間)

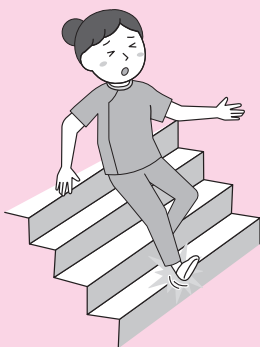
免責期間がないので、入・通院1日目から保険金をお支払いいたします。

業務中だけでなく、プライベート中のケガも補償します！

割安な保険料で入・通院日額が手厚い補償となっています。

例えば

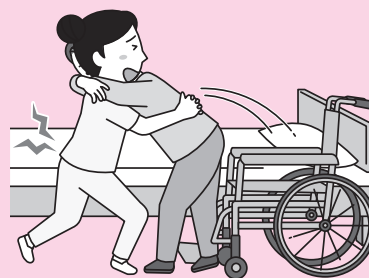
病院の階段で転んで捻挫。
通院3日間



通院保険金 **9,000円**

例えば

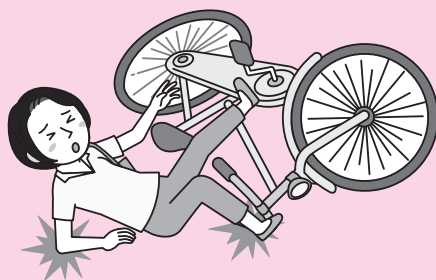
業務中、患者さんをベッドから車イスに移乗させる際、自分の腰を強く捻った。
腰部捻挫。通院9日間



通院保険金 **27,000円**

例えば

休日、自転車で転倒して骨折。
入院14日間と手術



入院保険金+手術保険金 **120,000円**

例えば

自宅で料理中に指をやけどした。
通院2日間



通院保険金 **6,000円**

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

2 個人賠償 責任補償

団体割引等の
適用によって

約65%
割引

自転車事故等のプライベート中の賠償事故を補償!

さらに示談交渉サービス(国内のみ)がついているので、安心です。

「個人賠償責任補償」は単体ではご加入いただけません。必ず「看護職向け賠償責任保険」「ご自身のケガへの補償」「医療補償」「がん補償」「団体長期障害所得補償」のいずれかと組み合わせてご加入ください。

年間保険料

620円

※個人賠償責任補償の保険料には団体割引30%と損害率による割引50%が適用されています。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

■保険期間 2021年3月31日午後4時~2022年3月31日午後4時

■ご加入資格 一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員

(※一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員でなくなった場合には、保険の脱退について必ず取扱代理店にお申し出ください。)

■対象年齢 15歳以上、上限なし ※年齢は2021年3月31日時点の満年齢です。

支払い限度額

国内外 1億円(免責金額なし)*1

*1 損害賠償金の他に、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、請求権保全手続き費用、緊急措置費用、協力義務費用、争訟費用などお支払いできる場合があります。

保険の対象となる方

- ① 被保険者ご本人*2
- ② 被保険者ご本人*2の配偶者
- ③ 被保険者ご本人*2またはその配偶者と同居のご親族
- ④ 被保険者ご本人*2またはその配偶者と別居の未婚のお子様
- ⑤ 被保険者の親権者およびその他の法定の監督義務者等
(被保険者ご本人*2が未成年者または上記①~④の保険の対象となる方が責任無能力者である場合。未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*2 上記に記載の「ご加入資格」「対象年齢」の条件に該当し、且つ加入依頼書の「加入者(被保険者)」欄に記載された方です。

※「[保険の対象となる方(被保険者)について]」における用語の解説は後記「補償の概要等」をご参照ください。

■保険料表

ご加入日(加入期間)	保険料
2021年 3月31日午後4時~(年間)	620円
2021年 5月 1日午前0時~(11ヶ月)	570円
2021年 6月 1日午前0時~(10ヶ月)	520円
2021年 7月 1日午前0時~(9ヶ月)	460円
2021年 8月 1日午前0時~(8ヶ月)	410円
2021年 9月 1日午前0時~(7ヶ月)	360円

ご加入日(加入期間)	保険料
2021年10月 1日午前0時~(6ヶ月)	310円
2021年11月 1日午前0時~(5ヶ月)	260円
2021年12月 1日午前0時~(4ヶ月)	210円
2022年 1月 1日午前0時~(3ヶ月)	150円
2022年 2月 1日午前0時~(2ヶ月)	100円
2022年 3月 1日午前0時~(1ヶ月)	50円

●● 補償の特長とお支払い例

「個人賠償責任補償」は、日常生活における対人事故・対物事故の損害賠償金を補償します。

※業務中の賠償事故は対象となりません。

示談交渉は、原則として保険会社が行います！(示談交渉サービス付き)

※ただし、日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提訴された場合等を除きます)に限ります。

通勤途中の賠償事故も補償対象です！

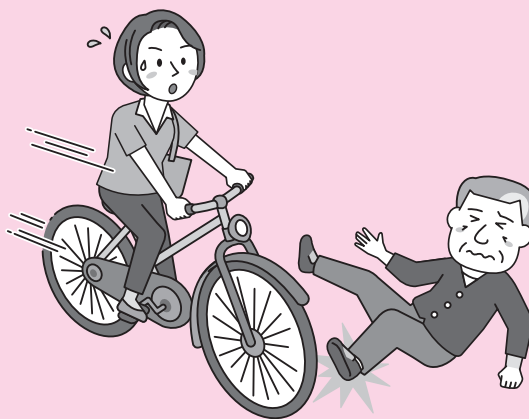
※車両運転中の賠償事故は、この保険の補償対象にはなりません。(自転車を除く)

ご自身が起こした賠償事故だけでなく、配偶者やご家族が起こした賠償事故も補償！

例えば

自転車で移動中、
歩いていた老人にぶつかってしまい、
相手に大けがをさせてしまった。

都道府県により加入が義務化されている
「自転車損害賠償保険等」の条件を満たして
います。



損害賠償金 (治療費+慰謝料)

1,600万円

例えば

子供が飼い犬を散歩させていたところ、ジョギングしていた人に急に噛みついてケガを負わせてしまった。



被保険者の
家族も補償
(詳しくはP3参照)

損害賠償金 (治療費+慰謝料+交通費) **50万円**

例えば

高級食器店で買い物中に、誤って自分のカバンが大皿にあたり落として割ってしまった。



損害賠償金 **324,000円**

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

お手続きの方法

補償期間(保険期間)とご加入手続き

ご加入資格

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員

※一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員でなくなった場合には、保険の脱退について必ず取扱代理店にお申し出ください。

年齢……15歳以上、上限なし

※年齢は、2021年3月31日時点の満年齢です。

加入手続

添付の入会申込書兼「Willnext」加入依頼書、口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、添付の返信用封筒にてご郵送ください。なお、ご記入に際しては、『「Willnext」記入例』をご覧ください。

※本パンフレットに添付の返信用封筒を使用すると到着まで2～3日かかります。

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の年会費

保険料の他に一般社団法人日本看護学校協議会共済会の年会費(一律100円/年)を申し受けます(保険料と合算して引落しさせていただきます)。

保険期間

2021年3月31日午後4時～2022年3月31日午後4時

※ご加入から3ヶ月間は中途の脱退ができません。

ご注意

「個人賠償責任補償」は単体でのご加入ができません。

Willnextシリーズの「看護職向け賠償責任保険」「ご自身のケガへの補償(傷害補償)」「医療補償」「がん補償」「団体長期障害所得補償」のいずれかと組み合わせてご加入ください

■保険料表

ご加入日(加入期間)	保険料		加入書類締切日	掛金の口座振替日
	ご自身のケガへの補償	個人賠償責任補償		
2021年 3月31日午後4時～(年間)	5,630円	620円	2021年 3月25日必着	2021年 5月27日
2021年 5月 1日午前0時～(11ヶ月)	5,170円	570円	2021年 4月25日必着	2021年 6月28日
2021年 6月 1日午前0時～(10ヶ月)	4,680円	520円	2021年 5月25日必着	2021年 7月27日
2021年 7月 1日午前0時～(9ヶ月)	4,240円	460円	2021年 6月23日必着	2021年 8月27日
2021年 8月 1日午前0時～(8ヶ月)	3,780円	410円	2021年 7月25日必着	2021年 9月27日
2021年 9月 1日午前0時～(7ヶ月)	3,260円	360円	2021年 8月25日必着	2021年10月27日
2021年10月 1日午前0時～(6ヶ月)	2,800円	310円	2021年 9月25日必着	2021年11月29日
2021年11月 1日午前0時～(5ヶ月)	2,370円	260円	2021年10月25日必着	2021年12月27日
2021年12月 1日午前0時～(4ヶ月)	1,880円	210円	2021年11月25日必着	2022年 1月27日
2022年 1月 1日午前0時～(3ヶ月)	1,440円	150円	2021年12月25日必着	2022年 2月28日
2022年 2月 1日午前0時～(2ヶ月)	930円	100円	2022年 1月25日必着	2022年 3月28日
2022年 3月 1日午前0時～(1ヶ月)	460円	50円	2022年 2月25日必着	2022年 4月27日

※いずれの場合も、補償終了は2022年3月31日午後4時です。

※祝・祭日の変更により、振替日に変更される可能性があります。その場合は祝・祭日の翌営業日が振替日となります。

サービスのご案内について

ご加入の皆様がご利用できる東京海上日動が提供するサービスについては、右記 QR コードからご確認ください。

URL : medic-office.co.jp/willnext/service01.pdf



団体総合生活保険 補償の概要等

※補償内容のタイプの詳細については、P1～P4「ご自身のケガへの補償・個人賠償責任補償」をご確認ください。

保険期間：1年

■ 傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ 自動車等の乗用機を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。		

【「保険の対象となる方について」における用語の解説】

- 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面などにより確認できる場合に限り。
 - 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
 - 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。



■ 賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等¹⁾を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)²⁾を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モーター等々の軌道上を走行する陸上の乗用器具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任¹⁾)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物²⁾の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両³⁾または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的事故または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失⁴⁾</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みやしみ込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導⁵⁾中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

★マークのご説明★



契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1)}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2)}。

●個人賠償責任補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「III-1 告知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償
職業・職務*2	☆

※すべての補償について「他の保険契約等*1」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対して告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

III ご加入後におけるご注意事項

1 告知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎える時

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、会員番号、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者および加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内の親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が当社にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



0570-022808 通話料有料

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-720-110

受付時間：24時間365日

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つるの製品製造作業者」(以上、6職種)	傷害補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

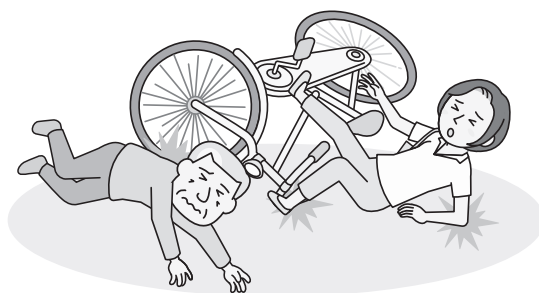
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意」についてご確認ください。

*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

自転車事故への備えは万全ですか？

自転車で移動中、歩いていた老人にぶつかってしまい、相手に大けがをさせてしまった。自分も転倒して骨折。

損害賠償金
(治療費 + 慰謝料 + 争訟費用)
1,600万円



入院保険金 + 手術保険金
12万円

相手にケガをさせた

(個人賠償責任補償)

配偶者やご家族が起きた事故も補償!

国内外 **1億円**

示談交渉サービス付き(国内のみ)

都道府県により加入が義務化されている「自転車損害賠償保険等」の条件を満たしています

年間保険料 **620円** 1ヶ月あたり約52円

65%
割引

自分がケガをした

(傷害補償)(国内外24時間)

1日目から!
(免責日数なし)

通院日額 **3,000円**

入院日額 **5,000円**

約68%
割引

年間保険料 **5,630円** 1ヶ月あたり約470円

一般社団法人 日本看護学校協議会共済会

「Willnext」は、医療・福祉専門職の皆さまのための総合補償制度です。本パンフレットでご案内している「ケガ・日常の賠償」(傷害補償・個人賠償責任補償)のほか、「看護職向け賠償責任保険」(看護職賠償責任保険 + 受託者賠償責任保険 + 共済制度)、「カラダの保険」(医療補償、がん補償、団体長期障害所得補償)をご用意しております。

パンフレットの請求は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

この保険は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人日本看護学校協議会共済会が有します。

お問い合わせ先



0120-847861 (携帯電話からもご利用いただけます) (株)メディックプランニングオフィス

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

■ 制度運営：一般社団法人日本看護学校協議会共済会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-22-2 <http://www.e-kango.net>

■ お問い合わせ先・取扱代理店：(株)メディックプランニングオフィス

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-6 SJIビル 2F フリーダイヤル：0120-847861

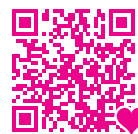
Email:willnext@medic-office.co.jp

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

■ 引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)(担当課)医療・福祉法人部 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 ラ・メール三番町 9階 TEL：03-3515-4143

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)



補償内容はスマホからもご覧いただけます。